

法務

相続について

寺本法律会計事務所
弁護士 飯塚 美葉

1 前回、相続の基本的な項目についてご紹介し、その中で、法律で決められている相続分についてご説明しました。

しかし、皆さんもご存知のことと思いますが、法律で決められた配分にしがって相続させるほかに、亡くなる前に「遺言」を作成し、それによって、誰にどのくらいの財産を相続させるかについて、ある程度故人の意思を反映させる方法もあります。

ご自身が亡くなった後、家族や親戚の間でトラブルが起きないように、良い遺言を作っておくことはとても重要です。

2 ただし、先ほど「ある程度」と申し上げましたが、遺言をしても、100パーセント故人の思うとおりに分けられるというわけではないことに注意してください。民法には「遺留分」という制度があり、法律の規定にしがって相続する権利のある人に対して、遺言による財産の配分がされなかった場合には、全財産の一定額に相当する金額を請求することができるものとされています。

具体的には、例えば配偶者や子供、親がいるのに、全額を他人に上げるという遺言がされている場合、配偶者と子供は、故人の財産の半額に相当する金額を請求することができます。配偶者も子供もおらず、親または祖父母（直系尊属）だけがいる場合は、故人の財産の3分の2に相当する金額を請求することができます。

なお、故人の兄弟姉妹には、遺留分がないことにも注意してください。

3 特に遺言を作っておいたほうがいいのは、次のような場合です。

夫婦の間に子供がない場合

夫婦間に子供がない場合、法定相続分によれば、親や兄弟に相続権が発生します。

亡くなるときに親が存命のケースはあまり多くはないかもしれませんが、兄弟姉妹やおい・めいと、配偶者の間でトラブルになるケースはときどきあります。

もし、亡くなったあとの配偶者の生活が心配というような場合には、遺言でそのように書いておけば、兄弟姉妹には遺留分がありませんので、配偶者にすべての財産を相続させることができます（ただし、親には遺留分請求権があります）。

再婚している場合

相続でもめることが特に多いケースです。前の配偶者の子供には相続の権利がある一方、前の配偶者と新しい配偶者で感情的な対立が起きる場合もあります。

あらかじめ遺言で適切な内容を決めておけば、問題が大きくなりずすみずみます。

この場合、前の配偶者の子供にも相続権があり、遺留分請求権があることを忘れて下さい。遺留分を無視した遺言をしても、あとで遺留分請求などの裁判が起これ、トラブルになることがあります。

内縁の場合

内縁の場合、パートナーには相続権がありませんので、遺言で決めておく必要があります。この場合も、ほかの親族の遺留分に気をつけてください。

嫁、婿に財産を譲りたい場合

息子の嫁、娘の婿には、法律上、相続権はありませんので、もし、家業を継いでもらいたいとか、介護でお世話になったなど、特に財産を残したい場合には、遺言を作っておく必要があります。

- 4 遺言の書き方についても、いろいろな決まりがありますが、それは次回に詳しく説明します。

法人協会ニュース

自主研究会（金融研究会・流通研究会・政策調査会）開催について

1. 日時・内容：平成20年12月1日(月)
- (1) 金融研究会（13:00～15:50）
農業経営民間再生プロジェクトについて
話題提供（㈱野菜くらぶ代表 澤浦彰治氏）
その他
- (2) 流通研究会（16:00～17:45）
話題提供（㈱野菜くらぶ代表 澤浦彰治氏）
流通問題について
- (3) 政策調査会（18:00～19:45）
農地問題について
海外視察の検討について
2. 会場：農林水産広報センター第1会議室
（当協会の事務所向かい）
出席のご希望やお問い合わせは、当協会政策課までご連絡ください。

日本の食料・農業のあり方を探るシンポジウムの開催について

当協会が実行委員会に参画することとなりました標記シンポジウムが、下記のとおり開催する運びとなりました。

つきましては、ご多忙の折に恐縮ですが、ご参加賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、参加申込みにつきましては、平成20年12月3日(水)まで所定の申込用紙により、直接当協会へFAX(03-3237-6811)でご連絡下さるようお願いいたします。

日時：平成20年12月10日(水)13時00分(開会)
場所：東京グランドホテル 3階「桜の間」
〒105-0014 東京都港区芝2-5-2

主催：日本の食料・農業のあり方を探るシンポジウム実行委員会

詳細資料は当協会HPをご覧ください。お申し込み・お問い合わせは、当協会までご連絡下さい。

日本農業技術検定が行われます

来る12月20日(土)、平成20年度第2回日本農業技術検定(2級・3級)が東京・大阪会場で実施されます。新規就農や農業法人への就職を目指す者等を対象として、農業の知識や技術レベルを総合的、客観的に評価し、就農に役立てていくことなどを目的とする検定制度です。当協会は、主催の日本農業技術協会に構成員として参加しています。

社員採用や意欲向上(資格手当の設定)等で活用が期待されますので、この機会に従業員等のスキルアップ等に活用をご検討下さい。

試験日：平成20年12月20日(土)

試験時間：(3級)10:00～10:40(入門レベル)
(2級)11:30～12:30(基本レベル)

会場：東京・大阪会場(予定)

受験資格：なし(3・2級の併願可)

受験料：3,000円

申込期限：11月28日(金)まで

詳細はインターネットで「日本農業技術検定」をサーチ!

おもな協会行事予定について

- 12月4日(木)-5日(金)全国秋季セミナー(岐阜)
12月10日(水)日本の食料・農業のあり方を探るシンポジウム(東京グランドホテル)
12月15日(月)三役会議(東京)
1月22日(木)-23日(金)実践研修会(熊本)
1月26日(月)-27日(火)近畿B交流会(兵庫)
1月28日(水)第28回運営委員会(東京)
2月5日(木)-6日(金)実践研修会(大阪)
2月10日(火)第31回役員会(東京)
2月19日(木)-20日(金)実践研修会(札幌)
2月22日(日)新・農業人フェア(大阪)
3月5日(木)-6日(金)第20回総会・セミナー(浅草)

本紙に関するお問合せは下記までご連絡下さい。

アグリビジネス経営塾

発行：社団法人日本農業法人協会



HP：<http://www.hojin.or.jp>

TEL:03-6268-9500

FAX:03-3237-6811

e-mail：juku@hojin.or.jp

©(社)日本農業法人協会2008

本紙記事の無断転載を禁止します